

地方財政經濟調査報告

第四号

昭和三十七年  
大蔵省  
財政部  
商務局

保護関税と程備量

目次

一	序	一	頁
二	保護関税の国民経済的得失	二	頁
三	保護関税と程備量	五	頁
四	結語	九	頁





保護関税と産物量

一、序

(一) 貿易が生産要素を最も能率的に利用することを可能ならしめ、生産物量の増大の形が、貿易の節約の形でか、または所得額の増大の形でか、利益を漸らすことについては古典学派的の貿易理論の立証しているところであり、かゝる利益も全面的に実現する方策として自由貿易論が主張せられた。更に自由貿易論は理論であると共に政策であつたのである。

(二) 古典学派的の自由貿易論に対しては理論的側面と実践的側面とから幾多の批判が行われ、また、そしてそれと川の立場から各種の保護貿易論の生れて来たことは人の知るところである。

(三) これらの保護貿易論を大別して、経済的保護貿易論と経済外的保護貿易論、または合理主義的保護貿易論と直観主義的保護貿易論の二類型に分つことができよう。前者は経済論として、保護の利益を主張するものであり、後者は経済外的な考慮に基いて保護の必要を説くものである。リスト以来有名な幼稚産業保護論は前者の代表的なものであり、農業保護論、国防産業保護論の如きは後者に属する。

(四) ここでは、これらの從來一般に論議されて来た保護貿易論をとり上げることをやめて、今日一般に関心の向けられてゐる「産物」問題に即して、即ち保護関税によつて一國の産物量を増大し得るやを問題としよう。

(五) 以上より関税は、産物に作用することによつて、その産物を進しようのであるから産物量は

増一

一般に自由産物<sup>量</sup>を前提として行われる。従つて以下の論述は自由経済体制を前提とし、この前提の下における論議に限定することとする。現実の世以経済及び日本経済が如何なる程度にこの前提を許すかは別個に判断するべき問題である。

六、保護関税の国民経済的利便

(一) 産物との関連において、保護関税を論じたものにシユラーがある。彼はその著「保護関税と自由貿易」(一八一五年)において、関税を賦課することによつて国民経済的總所得に増大のありうることを証明せんとした。この場合、彼は関税による消費者の負担の増大と、生産の増大とを比較較量し、算術例を用いて生産の増大が消費者の負担を相殺して余りある場合があることを証明する。しかし、この例証においては、休閒状態にある放棄せる生産要素の存在を前提とし、従つて被保護産業の生産増強によつて他の産業に何等の影響も生じないものとしてゐるのである。

右の議論を逆に云えれば、もしこの関税を撤廃すれば、新らしくこの産業に参入した生産要素はこの儘くが同じもの休閒状態に歸ることを受容せられ、他の産業に吸収せられる余地が狭いわけであるからこの損失は、専ら外國品の輸入せられることから生ずる消費者の利益を消去して余りがあるといふことになり、問題と、この形で支出したものに、シユラーは「早くワールノーがある」



三

ブールノーは、その著「富の理論」の数学的原理に就する研究（一八一八—一八一九）において、  
兼て外国品が輸入せられるときは、国内の生産は一部または全部排除せられ、かくて排除さ  
れた生産に参加した富は、その大部分が次われると考ふる。この生産額における損失を感服  
は商品の輸入によつて国内の消費者の多くの利益と比較すれば、国民経済的には感損失を止  
むるよりむしろ、救済を用いて論証するのである。

四

ここでは、ブールノーの説に立脚して、一般的にシユラーの説を含めて吟味する。  
ブールノーは生産から排除された生産要素は、その大部分が価値を失うといふのであるが、  
この場合、これらの生産要素の性質を分析吟味して見る必要がある。  
一般に生産要素は、業林的に労働及び資本の二つに分れ、しかもこの二者のもつ業林的な  
性質は并列に附せられるが、生産要素の業林的性質に着目すれば、資本については工場、  
機械、営業用土地、建物といふが如き固定設備を形成する固定資本と然らざる流動資本とに  
分れる。

企業が縮小された場合に、その用途も次い、またはその価値に依存する用途を失うのは、土地  
及び固定設備であつて、この部分の損失は、古典学派では計算に入れていない。しかしこれ  
が何等かの程度において他に用途を見出しうる限り（例えば獨逸として）、その損失損失は  
少くても零である。

原料や流動資本は、一般的には他に用途を見出し易いものであり、移動に伴う生産損失を計

上するわけである。

労働については、新古典学派に至つて所謂「総競争集団」なる概念を導入して、自由移動に  
限るとあることを認めねばならぬ。最近のように労働が技術的に専門化しまた労働組合が  
組織されるに於ける組織の下ではその移動性は愈々困難である。従つて労働については移動に伴  
う一時的な生産損失を免れむ必要がある。しかし、すべての労働が永久的な職業に陥ると見、  
または完全な失業に陥ると考ふることは余りに感服に達するのである。多くの場合、労働は引  
下げられた賃金においてのみ感服の機会を見出す可能性が多い、これは労働と設備とでは、  
求職の熱意と機会において差がある結果である。

かくして業林的個々の生産要素について見るときは、その性質に応じて、移動の難易に差  
はあるが、いかにしても生産要素によつて何等かの損失を生じるのであつて、従つて安福  
が外國品の輸入によつて消費者の受けの利益の多寡を単純して生産額の損失を感服とはいふ  
学派の考へ方には疑問があることを認めねばならぬ。しかし右の生産額の損失はブールノー  
の考へを極大にするものでなく、これを消費者の利益と比較較量するときは、生産額の損失  
が消費者の利益より大きいことは、極めて限られた特殊の場合であつて、一般には、消費  
者利益の方が大きいことが証明せられるのである。

更に尚ほ論議にも必要とするならば、関税による輸入阻止論は感服と異なる、即ちブール  
ノーも輸出と関税とに及ぼす影響については、消費者の利益と、生産者の利益とを比較



較量して、常に國民經濟的に純利益を齎らすもの結論に到達してゐるのであつて、輸入の反  
面が輸出であり、貿易はこの兩國の平行性の下に成り立つことを模索するから、輸入によ  
り若干の國民經濟的損失がある場合にも、それよりも大なる輸出利益によつてこの損失は償  
われるわけである。

(四) かくして、生産要素の次第を考慮に加ふるときは、古典學派の考えた貿易の利益性に対して  
論議を加ふる必要を感じ、シユラーのいうように、関税によつて休閑生産要素を新に産出し  
得るならば、関税による國民經濟的純利益を結果する可能性もないわけではないが、関税の  
もつた効果を論議し、または一般化するときは、理論的にも實際的にも誤謬があつて、特  
に輸出をも考慮して貿易全般について見るならば、関税による國民經濟的純利益の生ずる機  
会は殆んど見当らないというのが事實である。

三、保護関税と産額量

一) 以上の考察は生産要素の休閑または次第に着目して、特殊的問題として、古典學派理論を修  
正したのであるが、最近ケインズや一般の産額理論が突進するまでに、次第を特殊問題と見な  
次第をも含めての一一般状態に即する短縮理論が成立した。貿易理論に於ても、例えばハロッ  
ドの「國際經濟學」(初版一九三三年、再版一九三九年)の如く古典學派理論に産額理論を  
導入してその一般化を試みたものが取られるに至つた。

四二

古典學派理論は専ら貿易によつて生産要素の能率が高められる面の又を取扱つたが、他の重  
要な反面たる貿易によつて生産要素の産額量が影響されることについては、向うところが  
なかつた。これは一に古典學派理論においては完全産額が前提とされておられ、産額の变化は  
尚懸とはる余地がなかつたからにはほかからいふところも今や産額量そのものが問題となり、  
産額の如何なる水準においても均衡が成立するとは、前に述べた如きユラーやクルー  
ンツの理論は一般的に産額理論に即して考察する必要が生じてくるわけである。

二) 論議には、次の二つの場合に分つて考へねばならぬ。  
その第一は、関税が課せられた結果、生産要素に対する貨幣報酬が引上げられる場合であら  
ぬ。場合には、生産の振盪は行われぬ。何とせば、保護を受けたことによつて拡大され  
た剩餘地はそれだけの報酬引上げによつて吸収されるから、生産振盪の戦とは行わぬ。  
からであるの及ばらず、人為的に報酬を引上げることによつて、被保護産業に生産要素を引  
きよめておかなければならぬといふことは、その生産要素が最も有効な形で利用されてい  
ないことも意味し、國民經濟的に兎も同量の生産要素を産出しながら、總産出高は自由貿易の  
下におけるよりは小さくならざるを得ない。

なおこの場合に生産すべきことは、関税によつて貨幣報酬の引上げられた生産要素は、實際  
的には報酬引上げと同額の生産水準の向上に恵まれるわけではなく、生産水準の向上はその一



部分に適用すべしという点である

乗数理論を適用すれば、この関係が明白に証明できる。数式を省いて簡単にその所以を述べる。すなわち、貸借引上げと見せ物者はその所得増大額を一部分は関税によって価格の引上げから得た回りの積する産業の生産物に費し、残りの部分は他の産業の生産物に費す。ここに他の生産物の他格騰貴を促し、これを第一次の他格騰貴は順次第二、三次の他格騰貴を誘発し、結局かゝる一切の他格騰貴を漸進的に入れて、最初の貸借引上げの増大を繰れば、実質的にはその生産水準はより一部分は引上げより引上げない結果となる。

地方において、保護を受けない産業——この中には一切の輸出品が含むものであるが——は前述の如き報酬引上げに基づく他格騰貴の積積作用の結果、生産費の騰貴に直面する。しかもこの生産費騰貴を喚起すべき他格騰貴に惹かれまいのである。

かくて保護の結果、保護を受くる生産部門に生産増強が認められ、輸出産業を含むすべての産業に亘つて高へれば保護による生産低減の結果を生ずる機会はなく、関税が全体としての生産量を増大するとは考えられまいのである。

④ 第三は、関税が課せられたに拘らず、貸借引上げの騰貴が認められない場合である。貸借引上げに考案がなないのであるから、保護を受けざる産業の利潤余地は高まり生産は拡張される。

もし課税対象が原料品であるならば、この原料を用いて生産する輸出産業は、それだけのハンディキャップを受けることとなる。このハンディキャップを正却に取扱の形で除去するは

外二

らば、輸出産業は関税によって影響されることなく、従来通りの生産を維持することが可能である。よって、輸出産業の生産物のうち、受取の交付を受け得る国内に販売せられべき部分については、他格騰貴があり、この国内他格の騰貴に刺激されて輸出産業の国内生産が拡張せられる可能性すらありうる。

かくて全体として輸出向生産に波及なく、国内向生産一般は拡張せられて生産水準を引上げられ、傾向をもつ、従つてこの場合においては、関税は生産量を増大せしめる作用をもつ。古典学派理論に於ては、関税によって輸入を阻止すれば同様に輸出が減少し、保護をうける産業において与えられた生産量の減少によって相殺されるもの見地から、関税によって生産量を増大し得る根拠なしと考へるのであるが、右の考察に照すれば、この考案は行はず

しかし、ながら、このように関税によって生産量が増大するとしても、貸借の報酬は引上げられ、水ないことが前提としてあるのであり、また関税によって国内物価水準一般が引上げられるのであり、その貸借報酬水準（生産水準）は低下することに留意せねばならぬ。換言すれば関税によって貸借報酬水準が引下げられる場合にのみ生産量が増加せしめられるのである。然りとすれば、関税による生産量の増加が歓迎すべきものなりや否や——は別種の論議から別定せられねばならぬ問題である。



リラバマ一つの場合であり、また條件の存するごとく意志は是れは知らぬ

結語

以上において、古典学級の奨励利益論証に対して經濟理論的に我々が其た反駁はなし、特權を以て吟味した。吾儘量に関連しての前述の特殊論議並に一般論議は古典学級の理論から別しても若くは必ず其の價値のものがあつて、この限りにおいて、われわれは理論の精緻化に伴う政策基準の認識を深める必要がある。

しかしながら、各場合に相違はしなく、右の結果は古典学級理論によつて其の貿易利益の範圍をそれだけ減少するといはれ、保護関税によつて利益の廣らされる機會は、如何に制限されることを前提すべきである。

さらに、この限られた場合についてすら、保護関税を用うべきか否かについては別種の問題を必要とする。即ち新種産業政策論について見ても、その理論的妥当性は、丁度此れも此れを是認してゐるが、たゞ將來成長見込みのある産業を育成するために保護関税を用うるよりも奨励金による方が適切であるを論じてゐる。故て保護の必要を認むることは、固ら保護関税を主張することとはならないのである。

一般的にいつて、関税による保護は不公平、消極的であるの及ばらず、善隣政策にもなり、且將來に禍根を遺す缺陷がある。

附記

吾儘量の増加の望むる不況期においてすら、関税による不況対策は右の缺陷に際して適切ではない。

かかるほど、関税によつて吾儘量が増加せしめられざる可能性はある、しかし吾儘量は、被保護産業に集中する不公平を伴う。

前述のごとく関税が貿易報酬水準の引下げを通じての及吾儘量を増加しようとするれば、積極的に貿易報酬を切下げることで道義高明であり、またもし貿易報酬の切下げが困難であるとするれば為替相場を経済的引下げによつて同等の目的は達成せられ、更に被保護には公平事業等の國內新産業を通じて、吾儘量を増し景氣回復に向う途があるであろう。そして、政策が吾儘量理論の勸奨するところである。

また関税によつて、輸入を制限するときは相手国はそれだけ輸出増収を失ひ、相手国に不況が深刻化する、相手国もまた同様の方法により輸入を制限するならば、わが方の輸出増収は減少し、輸出産業に於ける吾儘量は減少する、この経路が如何なる結果をもつかについては既に過去の不況に際して、世界各國の若い経験によつて知られてゐるところである。関税はその非善隣性の故に不況対策としては不適当である、かりにか、その結果に陥ることばなしとしても、関税は恒久的性格をもち、その必要の盡した故において、も若くは取除き難いものである。一時的政策を達成するため、最終に永久的損傷をなせることと、政策を違ふことは、或る点のより策ではない。



かくして、古典学派の理論については、その謬正を認めろとして、樹液を排除する古典学派の史実については、依然として真理性を認めねばならない。況んや、古典学派の理論的命題がその大部令において、真理性を確立しているに於いておやである。

( 藤井 次 香 貞 )